

船橋市立小・中学校の  
学校規模・学校配置に関する基本方針

平成 29 年 8 月  
船橋市教育委員会

## <目 次>

はじめに .....	1
第1章 船橋市の現状 .....	2
1. 人口推計 .....	2
2. 年少人口推計 .....	2
第2章 標準とする学校規模 .....	6
1. 学級編制基準について .....	6
2. 本市において標準とする学校規模及びその考え方 .....	6
3. 学校規模の分類 .....	8
4. 学校規模別学校数の推移 .....	9
第3章 学校の適正配置 .....	11
1. 本市における適正な学校配置の考え方 .....	11
2. 本市における小・中学校の配置 .....	12
第4章 学校規模及び学校配置の適正化に向けた基本方針 .....	14
1. 学校規模に応じた基本方針 .....	14
2. 「船橋市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の配置及び施設量の方針 ...	15
3. 適正化を検討する際の考え方 .....	16
4. 統合を検討する際の考え方 .....	16

## はじめに

船橋市では、昭和 40 年代、50 年代に人口が急増したことに伴い、多くの学校を建設しました。児童生徒数は、昭和 50 年代後半から 60 年代初めを頂点として減少した後、小学校では平成 12 年、中学校では平成 18 年を境に再び増加に転じ、現在に至っています。

このように児童生徒数が変化してきた結果、地域によって学校規模に偏りが生じ、現在、市内には大規模校や小規模校など、規模の違う学校が併存しています。

義務教育段階である小・中学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>することを通じて、一人一人の思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要です。

学校の著しい大規模化や小規模化は、学習指導面だけでなく、学校運営面においてもより多くの課題を生じさせる恐れがあります。このことから、学校規模及び学校配置の適正化を進めることは、重要な課題であると言えます。

船橋市教育委員会では、適正な学校規模による望ましい学校配置の実現のため、平成 17 年 8 月に「船橋市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、地域や保護者の御意見を伺いながら通学区域の見直しや学校の統合等に取り組んできました。

平成 24 年 3 月には、学校を取り巻く状況の変化に対応するため、「船橋市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針」の一部見直しを行い、現在に至っています。

このような状況の中で、平成 27 年 1 月に文部科学省により「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下「手引」という。)が策定され、学校の適正配置を考えるに当たり、通学距離に加えて通学時間の視点が示されました。

また、平成 29 年 3 月 1 日付教職第 993 号千葉県教育委員会教育長通知により、公立小・中学校の少人数学級について、新たに小学校第 3 学年において 35 人学級編制の選択が可能になりました。

このほかにも、平成 29 年 3 月に「船橋市公共施設等総合管理計画」が策定され、市内の公共施設等の適正な配置についての考え方が示されるなど、学校を取り巻く状況が大きく変化してきています。

以上のことから、学校を取り巻く状況の変化に対応するため、最新の船橋市の人口推計、児童生徒数推計等のデータに基づき、本基本方針の一部見直しを行いました。また、従来から策定していた「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する実施方針[第 1 次] (平成 24 年 3 月)」は廃止し、「船橋市公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定される個別施設計画と調整を図りながら各学校の方向性を検討していくこととしました。

今後も、国の教育制度や本市の状況等に大きな変化があった場合には、必要に応じて本基本方針の見直し等を行い、学校規模の適正化及び学校の適正配置に努めてまいります。

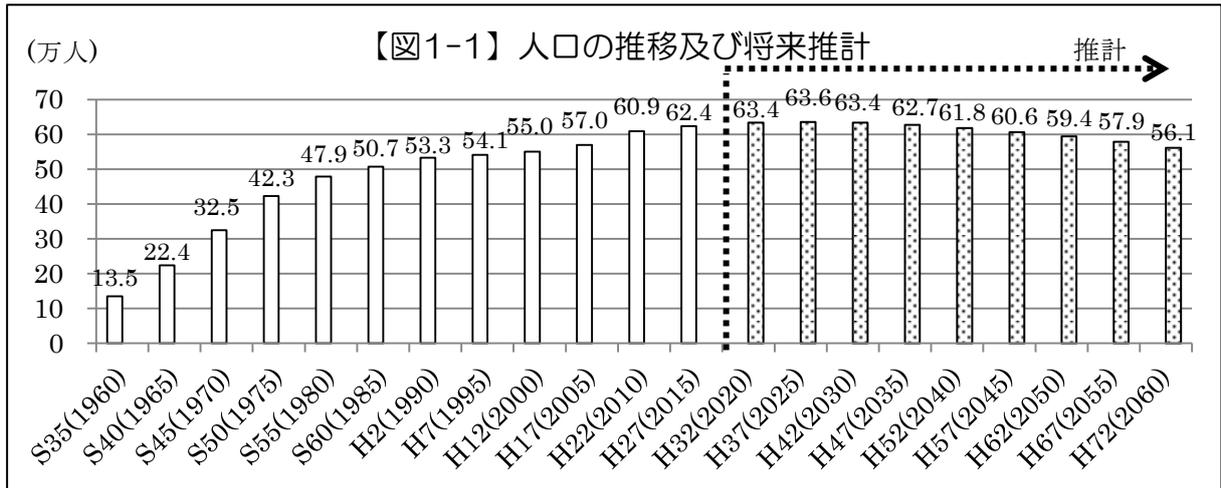
平成 29 年 8 月  
船橋市教育委員会

# 第1章 船橋市の現状

## 1. 人口推計

本市の人口は、近年増加傾向にあり、平成29年4月には63万人を超えました。

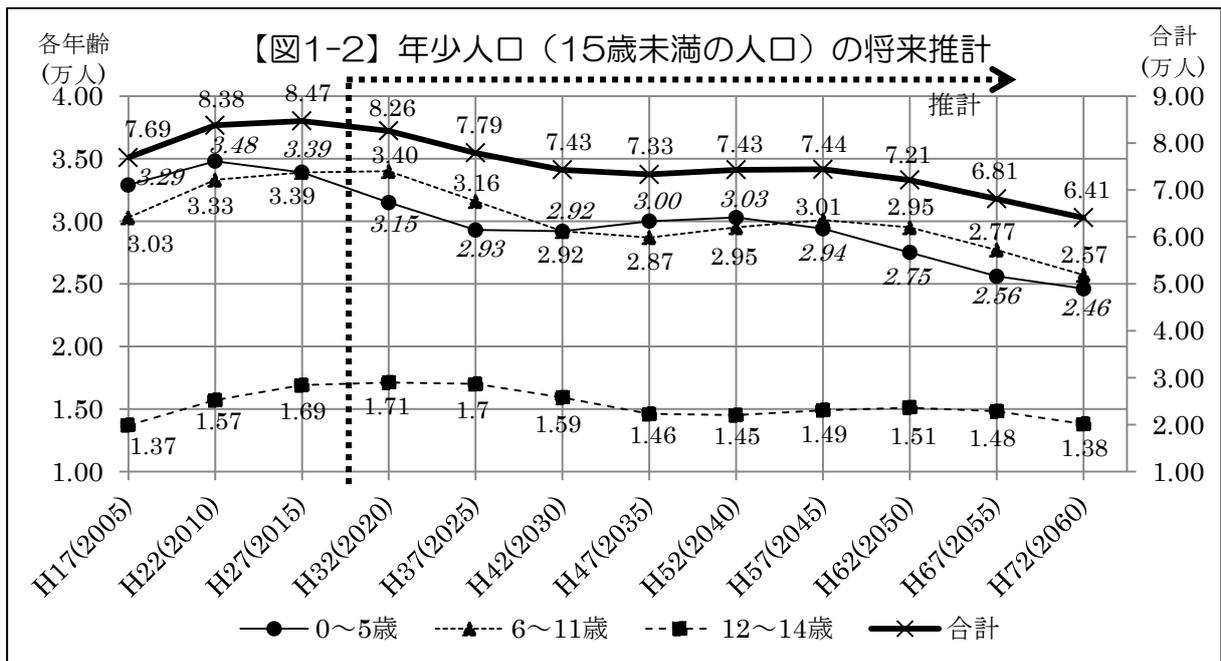
「船橋市人口ビジョン（平成28年3月。以下「人口ビジョン」という。）」の推計によると、平成37年(2025年)まで緩やかに増加を続け、63.6万人をピークに以降は減少し、平成52年(2040年)には61.8万人、平成72年(2060年)には56.1万人と見込まれています。



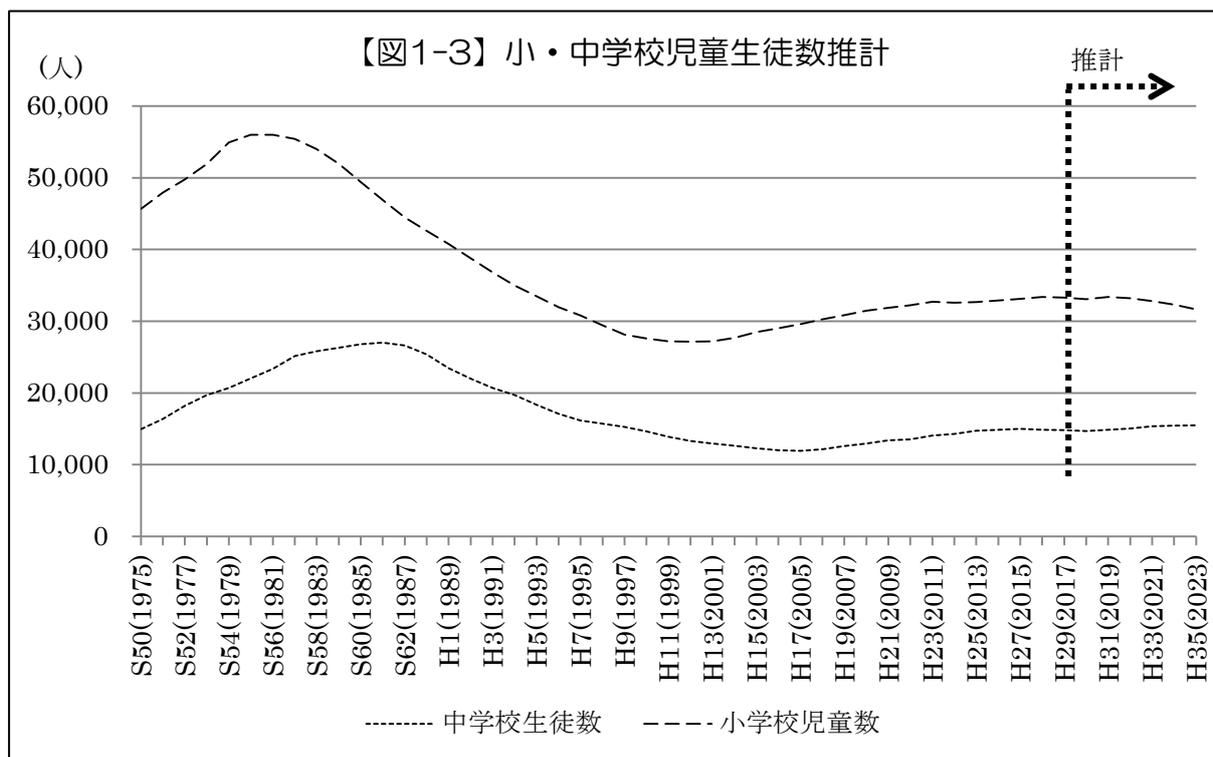
※国勢調査結果及び人口ビジョンより

## 2. 年少人口推計

本市の年少人口（15歳未満の人口）は近年増加傾向にあります。人口ビジョンの推計によると、今後は緩やかに減少し、平成42年(2030年)から平成57年(2045年)に一時的に横ばいとなった後、再度緩やかに減少すると見込まれています。



※人口ビジョンより



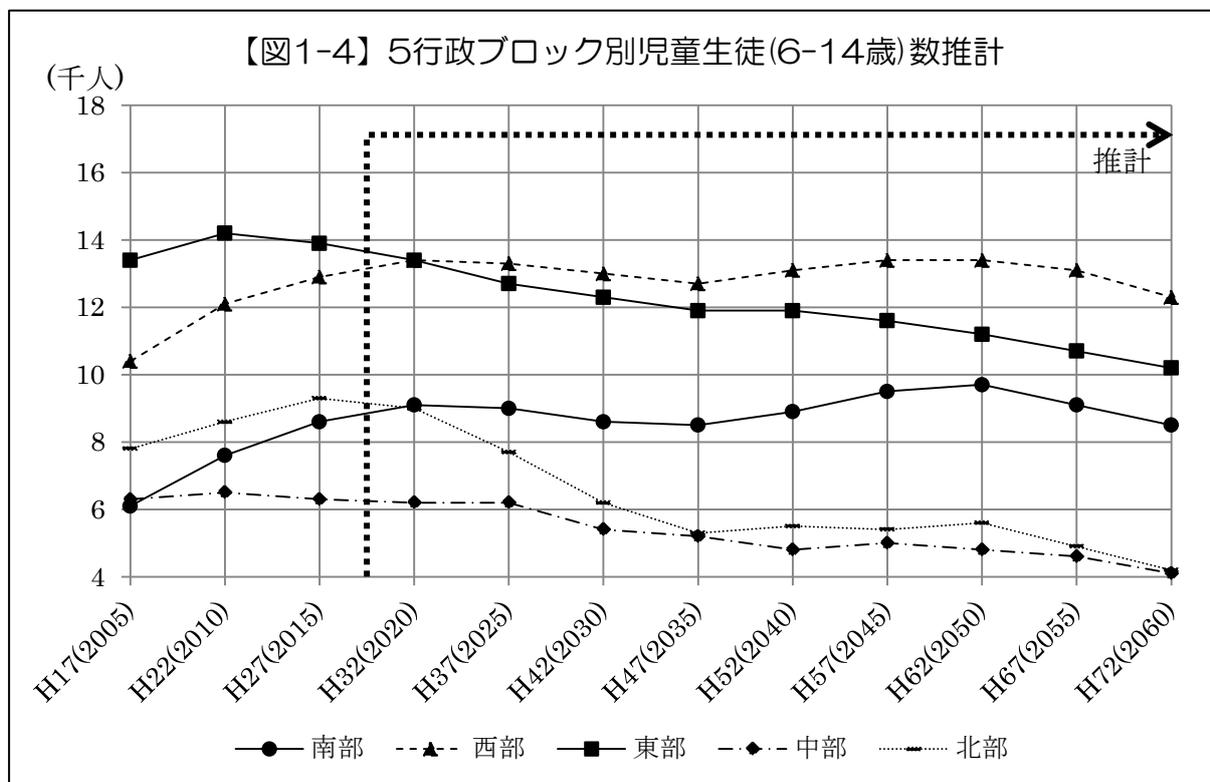
**【表 1-1】小・中学校児童生徒数推計（単位：人）**

	実績値			推計値					
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
小学校児童数	32,853	33,081	33,308	33,506	33,402	33,208	32,783	32,320	31,626
中学校生徒数	14,855	14,711	14,841	14,691	14,871	15,030	15,378	15,431	15,479
合計	47,708	47,792	48,149	48,197	48,273	48,238	48,161	47,751	47,105

※実績値は各年度5月1日の数（特別支援学級の児童生徒数除く）。推計値は児童生徒数推計表より。

なお、本市全体の児童生徒数は減少の見込みですが、市内一律に減少するわけではありません。

5 行政ブロックごとに見てみると、北部地域、中部地域及び東部地域においては減少の見込みですが、宅地開発の盛んな J R 総武線沿線の南部地域や西部地域においては、おおむね横ばいの見込みです（図 1-4 参照）。



【表 1-2】 5 行政ブロック別児童生徒(6-14 歳)数推計 (単位：千人)

	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)	H57 (2045)	H62 (2050)	H67 (2055)	H72 (2060)	増減(%) H72/H27
南部	6.1	7.6	8.6	9.1	9.0	8.6	8.5	8.9	9.5	9.7	9.1	8.5	98.8
西部	10.4	12.1	12.9	13.4	13.3	13.0	12.7	13.1	13.4	13.4	13.1	12.3	95.3
東部	13.4	14.2	13.9	13.4	12.7	12.3	11.9	11.9	11.6	11.2	10.7	10.2	73.4
中部	6.3	6.5	6.3	6.2	6.2	5.4	5.2	4.8	5.0	4.8	4.6	4.1	65.1
北部	7.8	8.6	9.3	9.0	7.7	6.2	5.3	5.5	5.4	5.6	4.9	4.2	45.2

※人口ビジョンより

また、上表のとおり、北部地域、中部地域及び東部地域においては減少の見込みですが、各地域一律に減少するわけではなく、各地域の中の地区コミュニティにおいても増減があります（表 1-3 参照）。

【表 1-3】 地区コミュニティ別児童生徒(6-14 歳)数推計 (単位 : 千人)

地域	地区 コミュニティ	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	H32 (2020)	H37 (2025)	H42 (2030)	H47 (2035)	H52 (2040)	H57 (2045)	H62 (2050)	H67 (2055)	H72 (2060)	増減(%) H72/H27
南部		6.1	7.6	8.6	9.1	9.0	8.6	8.5	8.9	9.5	9.7	9.1	8.5	98.8
	宮本	2.2	2.6	2.9	3.2	3.4	3.2	3.1	3.2	3.4	3.6	3.5	3.3	113.8
	湊町	1.4	2.2	2.7	2.8	2.5	2.2	2.1	2.3	2.5	2.5	2.3	2.0	74.1
	本町	0.7	0.8	0.9	0.8	0.7	0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	0.9	0.9	100.0
	海神	1.8	2.0	2.1	2.3	2.4	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.4	2.3	109.5
西部		10.4	12.1	12.9	13.4	13.3	13.0	12.7	13.1	13.4	13.4	13.1	12.3	95.3
	葛飾	2.6	3.2	3.4	3.4	3.3	3.5	3.4	3.6	3.7	3.6	3.5	3.3	97.1
	中山	1.4	1.4	1.4	1.2	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.6	42.9
	塚田	3.3	3.9	4.2	4.6	4.9	4.6	4.5	4.6	4.7	4.8	4.8	4.7	111.9
	法典	3.1	3.6	3.9	4.2	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.0	3.7	94.9
東部		13.4	14.2	13.9	13.4	12.7	12.3	11.9	11.9	11.6	11.2	10.7	10.2	73.4
	前原	2.8	3.2	3.5	3.8	3.8	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.1	3.9	111.4
	二宮・飯山満	2.4	2.5	2.3	2.3	2.4	2.3	2.3	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	87.0
	薬田台	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	93.8
	三山・田喜野井	2.7	2.8	2.9	2.7	2.5	2.3	2.1	2.0	2.0	1.9	1.7	1.6	55.2
	習志野台	3.7	4.0	3.6	3.0	2.4	2.2	2.0	2.0	1.9	1.6	1.4	1.2	33.3
中部		6.3	6.5	6.3	6.2	6.2	5.4	5.2	4.8	5.0	4.8	4.6	4.1	65.1
	夏見	2.0	2.5	2.5	2.3	2.3	2.1	2.1	2.2	2.3	2.1	2.0	1.8	72.0
	高根・金杉	1.3	1.1	0.9	1.0	1.1	0.9	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	55.6
	高根台	0.8	0.6	0.7	0.9	1.0	0.8	0.8	0.6	0.7	0.9	0.9	0.9	128.6
	新高根・芝山	2.2	2.3	2.2	2.0	1.8	1.6	1.5	1.4	1.4	1.2	1.1	0.9	40.9
北部		7.8	8.6	9.3	9.0	7.7	6.2	5.3	5.5	5.4	5.6	4.9	4.2	45.2
	二和	1.0	1.3	1.6	1.6	1.3	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.7	43.8
	三咲	1.2	1.3	1.6	1.7	1.5	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.3	1.1	68.8
	八木が谷	2.2	2.1	1.9	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	0.9	0.8	0.8	0.6	31.6
	松が丘	1.2	1.0	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	25.0
	大穴	1.0	1.1	0.9	1.0	1.0	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	55.6
	豊富	1.2	0.9	0.9	0.7	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	22.2
	坪井	-	0.9	1.6	1.7	1.3	0.8	0.7	1.0	1.1	1.3	1.1	0.9	56.3

※人口ビジョンより

## 第2章 標準とする学校規模

### 1. 学級編制基準について

1 学級当たりの標準とする児童生徒数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）において、小学校第1学年で35人、小学校第2学年から第6学年まで及び中学校第1学年から第3学年までで40人が基本とされています。

学級編制基準は、様々な教育的支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることを踏まえ、児童生徒一人一人の実態に応じた細やかな指導を充実させるため、その引き下げが強く求められてきました。

千葉県教育委員会では、平成29年3月1日付教職第993号千葉県教育委員会教育長通知により、小学校第2・第3学年及び中学校第1学年で35人学級編制を、小学校第4学年から第6学年及び中学校第2・第3学年で38人学級編制を選択することが可能としています（表2-1参照）。

【表2-1】小・中学校の基本的な学級編制基準

学校	学年	国	県（弾力的運用）
小学校	第1学年	35人	—
	第2学年	40人	35人
	第3学年		38人
	第4～第6学年		
中学校	第1学年	40人	35人
	第2学年		38人
	第3学年		

※特別支援学級は、上表とは学級編制基準が異なります。

### 2. 本市において標準とする学校規模及びその考え方

各学年の児童生徒数が、数人の転出入により学級数の増減に影響を及ぼす学校では、学区内のわずかな児童生徒数の増減が、学校規模に大きな変化をもたらす要因になります。

平成29年度の状況を見ると、児童生徒数が100人以上も違う258人の学校と364人の学校が共に同じ12学級であったり、ほぼ同じ児童生徒数であるにもかかわらず、753人の学校が24学級、759人の学校が22学級になったりするなど、児童生徒数と学級数は必ずしも連動しているわけではありません。

学校の標準規模について考える際に、学級数は一つの大きな指標ですが、数人の転出入により毎年変動する可能性があることも十分に考慮することが必要です。

また、標準とする規模の範囲を一時的に上（下）回った学校があったとしても、その期間が数年程度であれば、適切な対応策を講じることにより、標準とする規模の学校とほぼ同様の教育環境を保つことができると考えます。転出入児童生徒数が多く、また更なる大規模住宅開発等も想定される本市においては、標準とする学校規模の範囲は柔軟に考えておくことが望ましいと考えます。

法令に規定されている標準とする学校規模の範囲は12学級から18学級ですが、地域の実態に応じて変更することができることから、本市における標準とする学校規模は、本市の状況や教育効果との相関、教員配置などの教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などを総合的に判断し、また、手引において25学級以上が大規模校という記述があることを考慮して、表2-2のとおり、12学級から24学級までとします。

【表2-2】標準とする学校規模と期待される効果

標準とする学校規模		期待される効果の例
小学校	12～24学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な状況に対処した効果的なクラス替えが可能です。</li> <li>1学年が2学級以上あることで、総合的な学習等における課題別指導や学年内での個に応じた指導の充実を図ることができます。</li> <li>より多くの友人と学級間の交流を深めることで切磋琢磨<small>せつさたくま</small>する機会を増やし、人間関係を広げたり修復したりする力や社会性を育むことができます。</li> </ul>
中学校		<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な状況に対処した効果的なクラス替えが可能です。</li> <li>1学年が4学級以上あることで、学年内での課題別指導や個に応じた指導の充実を図ることができます。</li> <li>教員数がある程度確保されることで、より多くの部活動を設置することができ、生徒一人一人の個性に応じた活動が選択できます。</li> <li>教科担任制であるため、原則的に各教科において複数名の教科担当者が配置できるなど、組織的な教科経営や生徒指導がしやすくなります。</li> <li>より多くの友人と学級間の交流を深めることで切磋琢磨<small>せつさたくま</small>する機会を増やし、人間関係を広げたり修復したりする力や社会性を育むことができます。</li> </ul>

※特別支援学級は、学級編制基準が異なるため、学校規模における学級数には含みません。以下同じ。

【参考：国の標準とする学校規模に関する考え方】

○学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条(中略)の規定は、中学校に準用する。(以下略)

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(昭和33年政令第189号)

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで(中略)であること。
- 二 (略)
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校、(中略)と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と(中略)する。
- 3 統合後の学校の学級数(中略)が第1項第1号(中略)に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該学級数(中略)は、同項第1号(中略)に掲げる条件に適合するものとみなす。

### 3. 学校規模の分類

本市において、学校規模は12～24学級を標準規模とし、下表のとおり分類します。

【表2-3】学校規模の分類

過小規模校	小学校 5学級以下	全学年に学級を作ることができないため、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校
	中学校 2学級以下	
小規模校	小学校 6～11学級	各学年の学級数が少なく、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
	中学校 3～11学級	
標準規模校	小・中学校 12～24学級	教育課程の編成・実施に際し、標準と考えられる規模の学校
大規模校	小・中学校 25～30学級	各学年の学級数がやや多く、教育課程の編成・実施に際し、配慮を要する規模の学校
過大規模校	小・中学校 31学級以上	各学年の学級数が多く、教育課程の編成・実施に際し、特別な配慮が必要とされる規模の学校

文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校としています<sup>1</sup>。

小規模校及び過小規模校は、法令や手引には定義がありませんが、手引を基に、小学校ではおおむね複式学級が存在する規模<sup>2</sup>である1～5学級を過小規模校、全学年でのクラス替えができない規模である6～11学級を小規模校として、中学校ではおおむね複式学級が存在する規模<sup>2</sup>である1～2学級を過小規模校、標準規模に満たない3～11学級を小規模校として、考え方を整理しました。

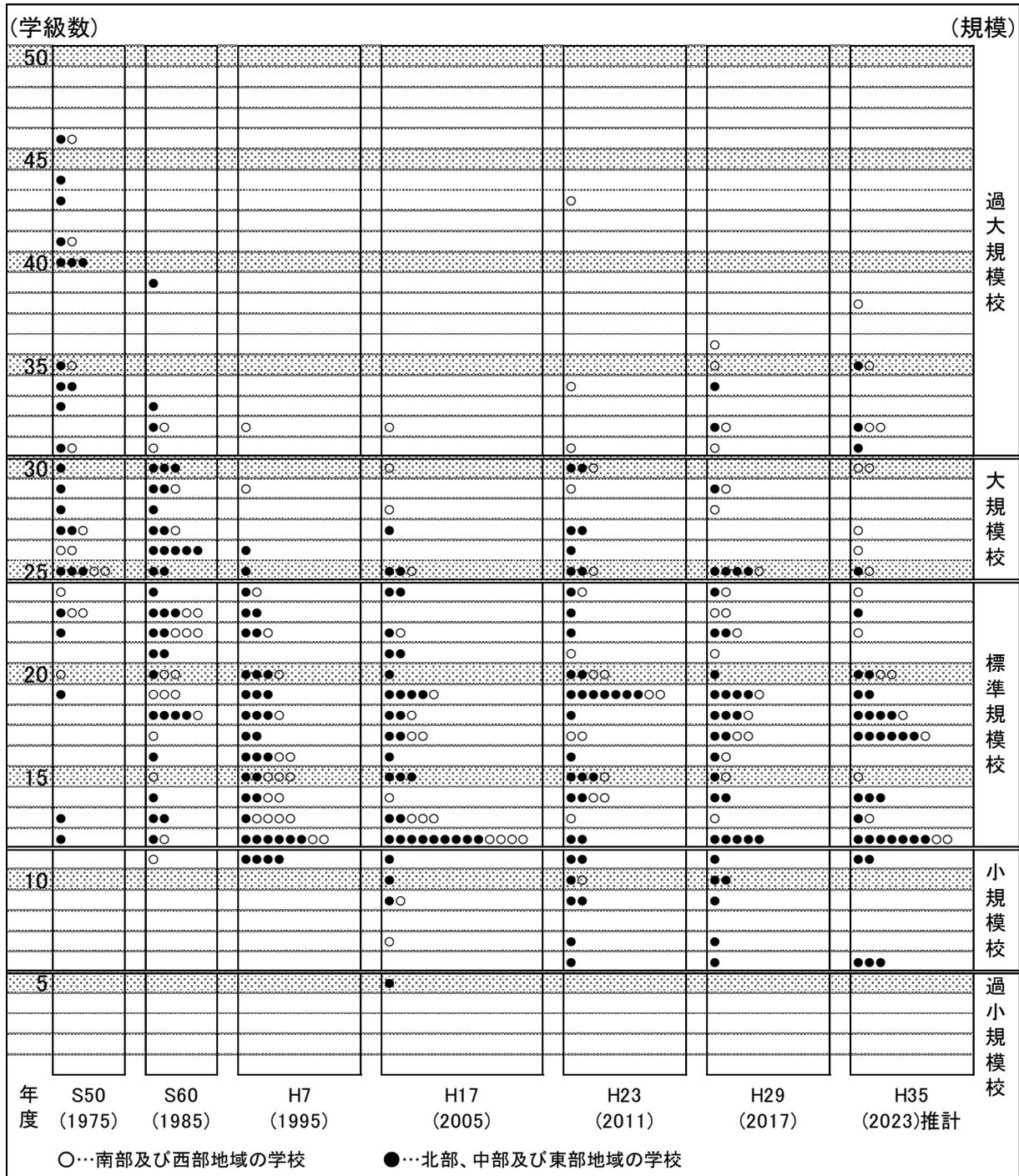
<sup>1</sup> 手引より

<sup>2</sup> 学年が欠けている場合などもあるため、必ず複式学級が存在するわけではありません。

#### 4. 学校規模別学校数の推移

学校規模別の学校数の推移は、下図のとおりです。

【図 2-1】 小学校における学校規模別学校数の推移



※平成 17 年の過小規模校は、旧高根台第一小学校であり、平成 19 年に高根台第三小学校へ統合しました。

※大規模化、小規模化の傾向を把握するために、人口ビジョンにおいて、平成 27 年から平成 72 年(2060 年)までの人口がおおむね横ばい傾向にある南部及び西部地域と、減少傾向にある北部、中部及び東部地域とに区別して記載しています(図 2-2 において同じ。)

【図 2-2】 中学校における学校規模別学校数の推移

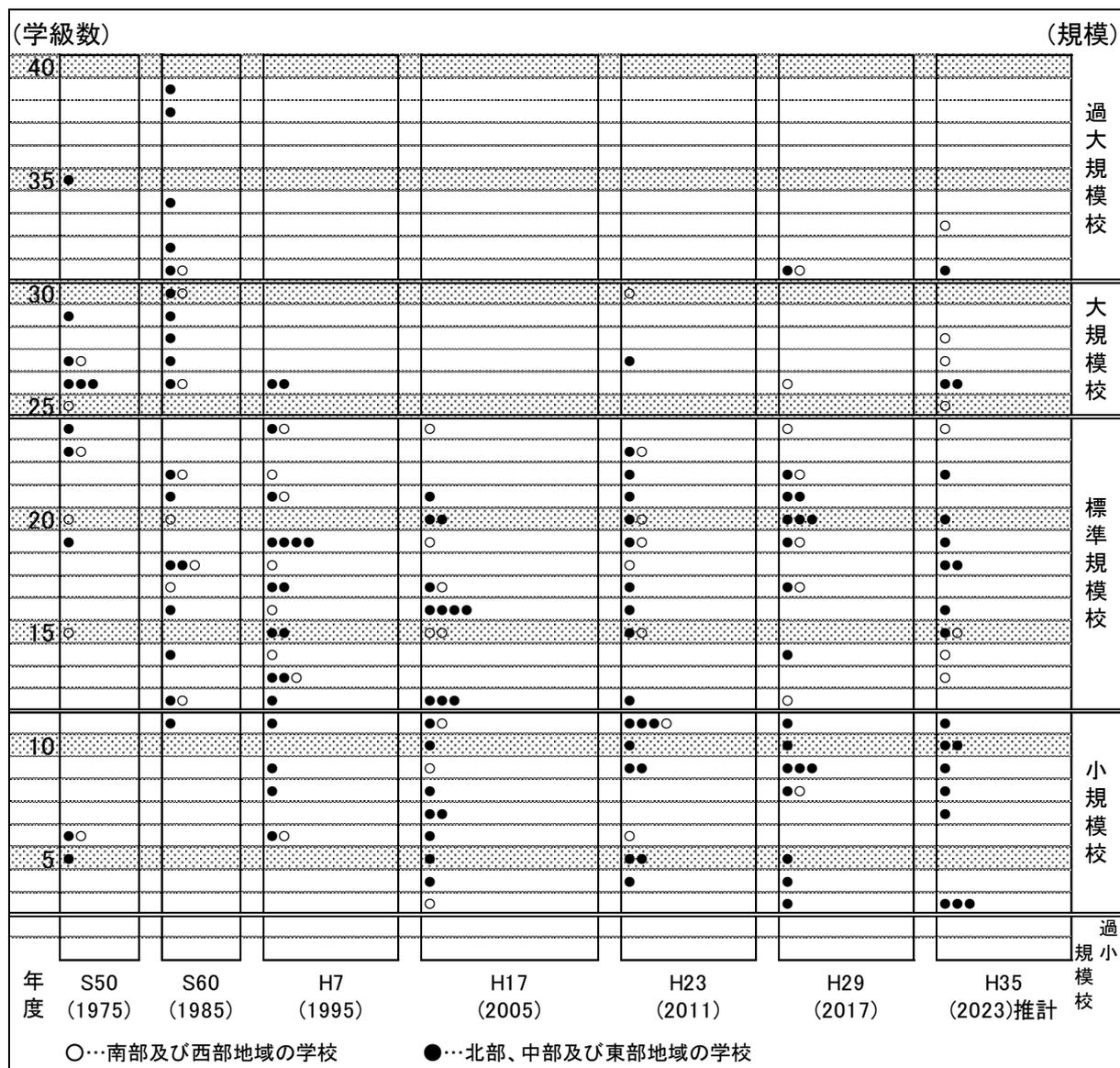


図 2-1 及び図 2-2 のとおり、小・中学校ともに、昭和 60 年以降、学校新設や児童生徒数の減少に伴い、過大規模校及び大規模校は減少してきましたが、近年、大規模な集合住宅の建設等により、児童生徒数が増加している地域においては、大規模化の傾向が見られます。

平成 29 年度では、標準規模校は、小学校で 54 校中 34 校、中学校で 27 校中 14 校です。

### 第3章 学校の適正配置

#### 1. 本市における適正な学校配置の考え方

「通学距離」、「通学時間」、「通学上の安全確保」、「地域コミュニティとの関係」を総合的に配慮した学校配置が望ましいと考えます。

##### ① 通学距離

国の通学距離の考え方は、小学校ではおおむね 4km 以内、中学校ではおおむね 6km 以内となっています。本市では、住宅が多い場所に学校を配置する状況が多いことを踏まえ、小学校ではおおむね 3km 以内、中学校ではおおむね 4km 以内を原則とします。

##### 【参考：国の通学距離の考え方】

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）

（適正な学校規模の条件）

第 4 条（略）

一（略）

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4 キロメートル以内、中学校(中略)にあつては  
おおむね 6 キロメートル以内であること。

2 及び 3（略）

##### ② 通学時間

手引では、交通機関を活用した場合の通学時間の目安として、おおむね 1 時間以内とされています。

しかし、本市の市域を考えた場合、交通機関を活用した通学時間が 1 時間を超えることは考えにくいことから、本市では交通機関を活用した場合の通学時間について、特に基準となる考え方は設けないこととします。

##### 【参考：国の通学時間の考え方】

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成 27 年 1 月 27 日文部科学省 P. 15～17）

（略）交通機関を利用した場合の（略）通学時間について、「おおむね 1 時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

（以下略）

##### ③ 防災・防犯・交通安全

登下校中、道路整備や交通事情をはじめとする交通安全や防犯への配慮がしやすい距離での学校配置及び通学路が確保できる学校配置が望ましいと考えます（保護者、地域ボランティアの協力活動が得られやすい）。

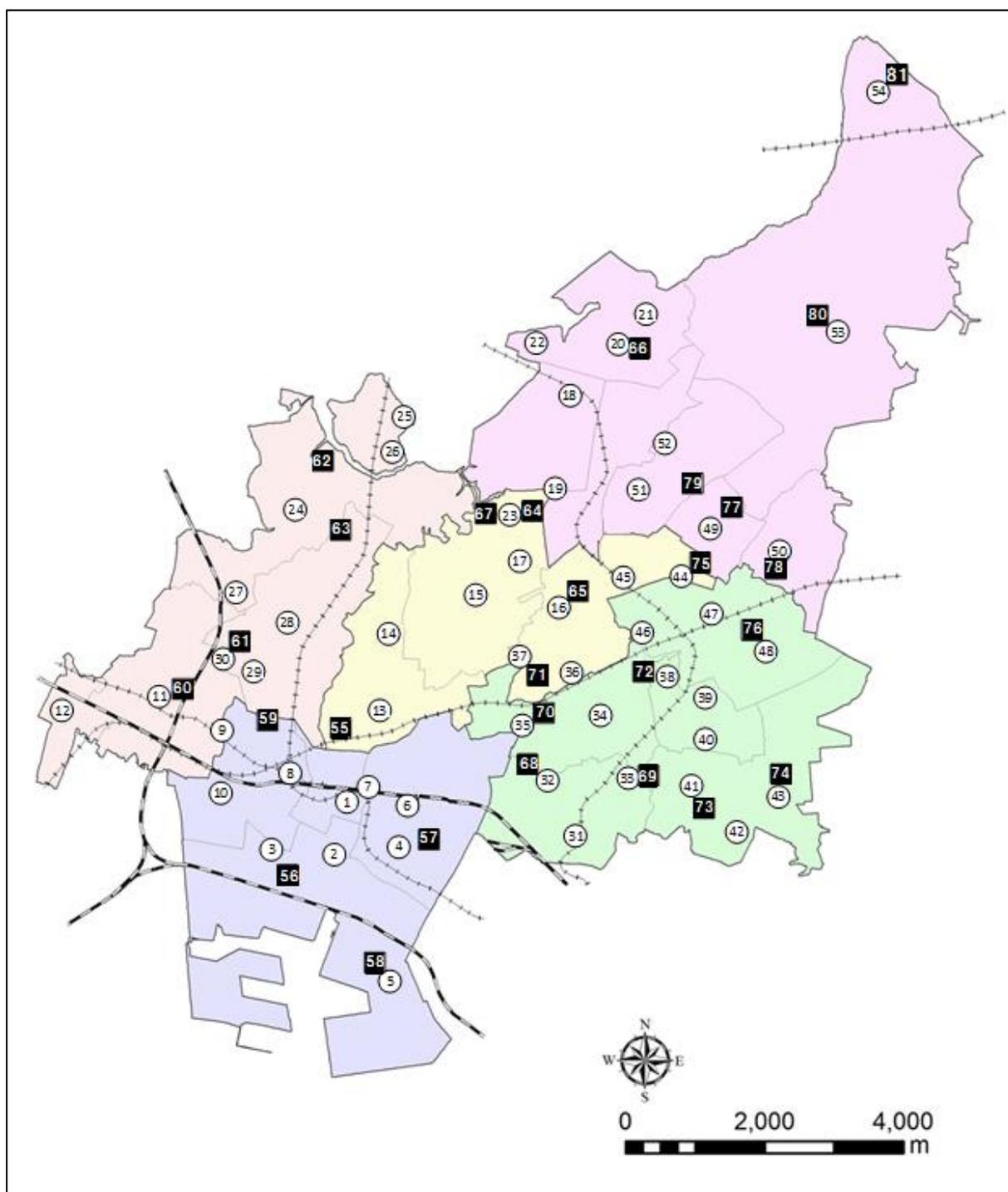
また、大規模な災害が発生した際の緊急避難場所である学校は、児童生徒の家からできるだけ近距離にあることが望ましいと考えます（保護者が学校へ来やすい、児童生徒が家庭に帰りやすい、地域住民が避難しやすい）。

#### ④ 地域コミュニティとの関係

自治会、町内会の区域に配慮した学校配置となることが望ましいと考えます。

また、地域の方が利用しやすい距離となることが望ましいと考えます（学校への支援活動、学校施設開放校の利用、その他各種地域と連携した会議等への参加がしやすい）。

## 2. 本市における小・中学校の配置



○ : 小学校    ■ : 中学校

## ○小学校

1	船橋小学校
2	湊町小学校
3	南本町小学校
4	宮本小学校
5	若松小学校
6	峰台小学校
7	市場小学校
8	海神小学校
9	西海神小学校
10	海神南小学校
11	葛飾小学校
12	小栗原小学校
13	八栄小学校
14	夏見台小学校
15	高根小学校
16	高根東小学校
17	金杉小学校
18	三咲小学校
19	二和小学校
20	八木が谷小学校
21	八木が谷北小学校
22	咲が丘小学校
23	金杉台小学校
24	法典小学校
25	丸山小学校
26	法典東小学校
27	法典西小学校

28	塚田小学校
29	行田東小学校
30	行田西小学校
31	前原小学校
32	中野木小学校
33	二宮小学校
34	飯山満小学校
35	飯山満南小学校
36	芝山東小学校
37	芝山西小学校
38	七林小学校
39	薬田台小学校
40	薬田台南小学校
41	田喜野井小学校
42	三山小学校
43	三山東小学校
44	高根台第二小学校
45	高根台第三小学校
46	高郷小学校
47	習志野台第一小学校
48	習志野台第二小学校
49	古和釜小学校
50	坪井小学校
51	大穴小学校
52	大穴北小学校
53	豊富小学校
54	小室小学校

## ■中学校

55	船橋中学校
56	湊中学校
57	宮本中学校
58	若松中学校
59	海神中学校
60	葛飾中学校
61	行田中学校
62	法田中学校
63	旭中学校
64	御滝中学校
65	高根中学校
66	八木が谷中学校
67	金杉台中学校
68	前原中学校
69	二宮中学校
70	飯山満中学校
71	芝山中学校
72	七林中学校
73	三田中学校
74	三山中学校
75	高根台中学校
76	習志野台中学校
77	古和釜中学校
78	坪井中学校
79	大穴中学校
80	豊富中学校
81	小室中学校

## 第4章 学校規模及び学校配置の適正化に向けた基本方針

### 1. 学校規模に応じた基本方針

「学校規模」と「学校配置」の2つについて、第2章及び第3章で述べたとおり、本市の考え方を基に、適正化を考える必要があります。

しかし、本市においては、地区によって児童生徒数にばらつきがあることから、学校規模の適正化を優先すると学校配置が偏り、学校配置の適正化を優先すると学校規模が偏るという、相反する側面があります。また、市民の転出入が多いため、適正化した後も、中長期的には再び人口の偏りによりひずみが生じることが予想されます。そのため、単純に、各学校を標準規模・適正配置に当てはめることができません。

このことから、本市においては、学校規模及び学校配置の適正化に向けて、以下に示す方針に基づき、計画的に対策を講じていきます。

【表 4-1】 学校規模に応じた基本方針

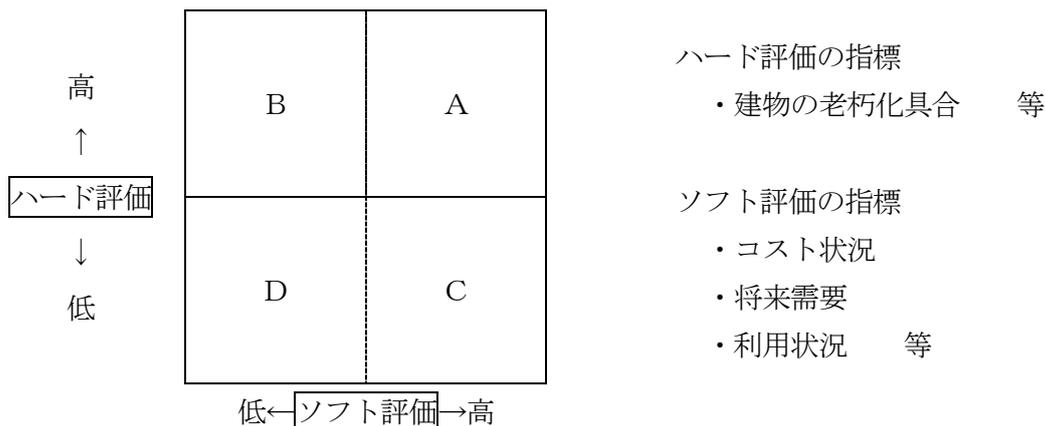
学校規模	基本方針
過小規模校 小学校（5学級以下） 中学校（2学級以下）	○ 児童生徒数推計において、過小規模の状況が継続すると見込まれる場合は、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、具体的な対応策を講じます。
小規模校 小学校（6～11学級） 中学校（3～11学級）	○ 将来的な児童生徒数の推移を注視しつつ、各学校の状況により、対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、今後、過小規模となることが継続的に見込まれる場合は、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、単学級の学年が継続的に発生することが予想される場合や、複数の過小・小規模校が隣接している場合には、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。
大規模校 小・中学校（25～30学級）	○ 将来的な児童生徒数の推移を注視しつつ、各学校の状況により、対応策について検討を始めます。 ・ 児童生徒数推計において、今後、過大規模となることが継続的に見込まれる場合は、分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、望ましい対応策について検討を始めます。
過大規模校 小・中学校（31学級以上）	○ 児童生徒数推計において、過大規模の状況が継続し、又は更に拡大し、かつ、教育環境が著しく損なわれることが見込まれる場合は、分離新設、通学区域の変更・弾力化等も視野に入れ、可能な対応策を講じます。

## 2. 「船橋市公共施設等総合管理計画」における公共施設等の配置及び施設量の方針

「船橋市公共施設等総合管理計画（以下この項目において「計画」という。）」が策定されたことから、適正化に当たっては、計画との整合を図る必要があります。

計画では、将来の人口動態を踏まえて、公共施設等の施設配置及び施設量の最適化を推進することが掲げられています。最適化に当たっては、図4のとおり施設ごとに建物の老朽化具合やコスト状況、将来需要等を評価した上で、表4-2のとおりおおまかな方向性を検討することとされています。

【図4】公共施設等の評価及びその指標



【表4-2】公共施設等の今後の方向性

評価	方向性
A	引き続きサービスの充実
B	複合化 <sup>1</sup> 、転用 <sup>2</sup> 等、民間活用 <sup>3</sup> 等
C	建て替え（複合化）、長寿命化等
D	建て替え（複合化・縮小）、廃止等

※計画より

小・中学校においても配置及び施設量の見直しが求められていますが、これまでに述べたとおり、小・中学校は、人口動態や建物の老朽化具合等だけでその方向性を決められるものではありません。

そこで、小・中学校における配置及び施設量の見直しについては、「1. 学校規模に応じた基本方針」を基本とした上で、計画を尊重しながら、次に述べる考え方に留意して各学校の方向性を検討していきます。

<sup>1</sup> 複合化……余剰が生じている建物に周辺の異種用途施設を取り込むこと。

<sup>2</sup> 転用……建物を現在の用途ではなく、別の用途として使用すること。

<sup>3</sup> 民間活用……周辺の民間建物を活用すること。

### 3. 適正化を検討する際の考え方

- ① 適正化に当たっては、児童生徒数の増減率、余裕教室数<sup>1</sup>、特別教室数<sup>2</sup>、建物の経過年数、周辺校との距離、1人当たりの運動場面積、1人当たりのランチルーム面積（中学校の場合）等を総合的に考慮しながら検討します。
- ② 分離新設、通学区域の変更・弾力化等の対応策を講じることが困難と判断される学校では、教育施設の整備・改善を図りながら、可能な限り望ましい教育環境を維持していくよう努めるものとします。
- ③ 都市部における用地取得の困難さと、少子化の進展に伴う将来的な児童生徒数の減少を考慮し、学校の分離新設については慎重に検討します。
- ④ 大規模集合住宅建設の開発に伴う急激な人口増に対して、受け入れが困難な学校においては、開発の動向を注視しつつ、隣接する周辺校の状況も勘案しながら早期に対策を検討していく必要があります。
- ⑤ 通学区域の変更・弾力化を実施するに当たっては、近接する他の学校の標準とする学校規模に著しい影響を及ぼさないように留意します。
- ⑥ 本章冒頭で述べたとおり、学校の配置においては、全ての小・中学校を現状に応じて再配置し、学校規模を適正化していくことは困難であると考えます。したがって、現在の学校の配置（位置）を基とし、学校と地域のつながりや地理的・歴史的背景等を考慮しつつ、通学区域の変更等の方策を考えることにより適正化していくものとします。
- ⑦ 特別支援学級・通級指導教室の設置に当たっては、障害のある児童生徒数の推移、通学の安全性及び利便性、他の配置校との地域的なバランス、設置しようとする学校の施設の状況並びに普通学級の児童生徒数の推移を調査し、総合的に検討した上で決定していくものとします。

### 4. 統合を検討する際の考え方

統合を検討する際は、下記事項に留意しながら検討していきます。

- ① 統合を視野に入れる地域
  - ・ 小規模校が複数隣接する地域について、統合を視野に入れて考えます。
  - ・ 小規模化の進行が著しいと見込まれ、教育環境確保のため、早急な対応が必要な地域について、統合を視野に入れて考えます。
- ② 既存の学校施設の活用及び統合後の旧学校施設の活用
  - ・ 原則として、既存の学校施設を活用します。ただし、既存の学校施設が老朽し

---

<sup>1</sup> 余裕教室…児童生徒数の減少により、将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室のこと。

<sup>2</sup> 特別教室…理科、生活、音楽、図画工作、美術、技術、外国語、職業等の教科のための教室、図書室等特別の施設設備が恒常的に設置してある室、特別活動室（クラブ活動室を除く）、教育相談室、進路資料・指導室等を指す。

ており、改築時期に符合する場合は、これを考慮に入れて建て替えや長寿命化等の施設の方向性を検討します。

- ・ 教育的視点だけでなく、地域のニーズにも配慮した幅広い視点を持ち、利活用の検討を行います。
- ③ 本章「2. 『船橋市公共施設等総合管理計画』における公共施設等の配置及び施設量の方針」でも述べたとおり、「船橋市公共施設等総合管理計画」との整合を考慮しながら検討します。

船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針

平成 17 年 8 月 発 行  
平成 24 年 3 月 一部改訂  
平成 29 年 8 月 一部改訂

編 集 船橋市教育委員会管理部教育総務課  
発 行 船橋市教育委員会